

働き方改革によって！

ワーク・ライフ・バランスを実現しませんか！

長時間労働に依存した経営スタイルをとっていますか？

「働き方改革」はあなたの会社が魅力的な職場だというアピールポイントになります。

あなたの会社の職場環境改善を労務管理の面からサポートするために、コンサルタントがいます。

コンサルタントは具体的な方策を、好事例を紹介しながらご提案します。

さあ！なにからはじめましょうか？

柔軟な労働時間制度の導入（フレックス制、朝型勤務など）

労働時間・休日・休暇制度の見直し

年次有給休暇の取得の促進

生産性の向上

定着率の向上

求人の誘引

労務管理の専門家である社会保険労務士等の資格を持つ

働き方・休み方改善コンサルタント

訪問などにより、**無料**で、働き方・休み方をアドバイスします

※「働き方・休み方改善コンサルタント」による個別訪問等は労働基準監督署が行う立入調査ではありません。

【お問合せ先】

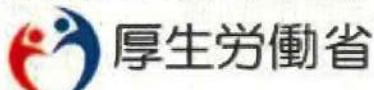
岐阜労働局 雇用環境・均等室

働き方・休み方改善コンサルタント

☎ : 058-245-1550 FAX : 058-245-7055

〒500-8723 岐阜県岐阜市金竜町 5-13

岐阜地方合同庁舎 4階 雇用環境・均等室



ひとつ「働き方」を変えてみよう！



カエル！ジャパン
Change! JPN

申込先

岐阜労働局 雇用環境・均等室 行 (FAX: 058-245-7055)

働き方・休み方改善コンサルタント 利用申込書

____年____月____日

働き方・休み方改善コンサルタントによる個別訪問等を申し込みます。

事業場名 所在地 電話・FAX	
担当者職氏名	
労働者数 (パート等含)	
主な業務内容	
利用形態	希望する項目に、○をつけて下さい(複数可)。 1 事業場訪問 *申込受付後、コンサルタントから日程調整のご連絡をいたします。 2 資料(パンフレット・好事例等)の提供 3 その他 ()
利用方法	特に関心のある項目に、○をつけてください(複数可)。 1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について 2 労使間の話し合いの機会の整備について 3 年次有給休暇の取得しやすい環境の整備について 4 労働時間の削減について 5 その他 ()

*記載された個人情報については、本事業以外で使用することはありません。

*働き方・休み方改善コンサルタントによる個別訪問等は労働基準監督署が行う立入調査ではありません。

*必要事項をご記入の上、FAX・郵送等によりお申し込みください(ご利用は無料です)。

【お問合せ先】 岐阜労働局 雇用環境・均等室

働き方・休み方改善コンサルタント 谷口、荒井、牟田、水谷

〒500-8723

岐阜県岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4階

電話 058-245-1550 FAX 058-245-7055

暑い夏 メリハリを付けた

働き方で

充実した人生を



仕事はチームで行い、
休みやすい職場環境に

仕事 休もつ化 計画

重要な仕事こそ
計画的に

今年から、あなたの会社にも「ゆう活」を取り入れませんか。

「ゆう活」とは、日照時間が長い夏は早くから働き、その分早めに仕事を終えて、まだ明るい夕方の時間を有効に活用しようとする取組です。「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの導入が効果的です。ゆう活の取組を通じて、業務の効率化が図られ、長時間労働が抑制されるなど、企業にも様々なメリットがあります。



労使一体となって計画的に年次有給休暇を取得しよう



- 労働基準法が改正され、年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」(以下「計画的付与制度」という。)とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上の全ての労働者に対し、毎年5日間、年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。なお、下記の時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

計画的付与制度を導入することは、年次有給休暇の取得を推進するとともに、労働基準法を遵守する観点からも重要となります。

1) 導入例

例えば、2019年の夏季休暇に導入すると？

年次有給休暇を土日、夏季休暇と組み合わせて、連続休暇に。

土日の休日や夏季休暇に計画的付与の年次有給休暇を組み合わせて大型連休にすることができます。また、□点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせること(プラスワン休暇)も可能です。

2019年8月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
4	5	6	7	8	9	3
11	番替休日	夏季休暇	夏季休暇	夏季休暇	計画年休	10
12	13	14	15	16	17	
18	19	+1	20	21	22	24
25	26	27	28	29	30	31

2) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用

注) 就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

●時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位での取得が可能となります。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

注) 就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。